○中国地方整備局告示第百三十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年七月二十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年七月二十三日　中国地方整備局長　福田　功

(一) 路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

二　号　広島市佐伯区五日市中央六丁目二二一三番四から同市千同二丁目二二〇八番一まで　中国地方整備局及び同局広島国道事務所

供用開始の期日　平成二十二年七月二十三日

○中国地方整備局告示第百三十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年七月二十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年七月二十三日　中国地方整備局長　福田　功

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　五十三号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
津山市福田字マコモ田五九五番から同市福田字トヤノ尾六二四番一まで	前	一〇・〇〇～三二・五〇メートル	〇・四八六キロメートル
	後	一二・〇〇～三五・〇〇メートル	〇・四八六キロメートル

(四) 図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局岡山国道事務所

○中国地方整備局告示第百三十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年七月二十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年七月二十三日　中国地方整備局長　福田　功

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

五十三号　津山市福田字マコモ田五九五番から同市福田字トヤノ尾六二四番一まで　中国地方整備局及び同局岡山国道事務所

供用開始の期日　平成二十二年七月二十三日

○中国地方整備局告示第百三十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年七月二十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年七月二十三日　中国地方整備局長　福田　功

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　百九十号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
宇部市西平原三丁目二三三〇番三地内	前	二八・九〇～四一・九〇メートル	〇・〇二八キロメートル
	後	三三・三〇～四四・七〇メートル	〇・〇二八キロメートル

(四) 図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局山口河川国道事務所

○中国地方整備局告示第百三十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年七月二十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年七月二十三日　中国地方整備局長　福田　功

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

百九十号　宇部市西平原三丁目二三三〇番三地内　中国地方整備局及び同局山口河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十二年七月二十三日

○四国地方整備局告示第七十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年七月二十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年七月二十三日　四国地方整備局長　足立　敏之

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　三十二号及び三百七十七号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
丸亀市綾歌町岡田東字大縄一八三八番四から同市綾歌町岡田上字今滝三八〇番一まで	前	A　六・五〇～三二・〇〇メートル B・C　二五・四〇～九四・〇〇	二・二八一キロメートル 二・三九一	上記A・B及びCは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	A　六・五〇～三二・〇〇 B・C　二五・四〇～九四・〇〇	二・二八一 二・三九一	

(四) 図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局香川河川国道事務所

○四国地方整備局告示第七十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年七月二十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年七月二十三日　四国地方整備局長　足立　敏之

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

三十二号及び三百七十七号　丸亀市綾歌町岡田上字重永一六〇一番一から同市綾歌町岡田上字今滝三八一番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）　四国地方整備局及び同局香川河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十二年七月二十三日

○九州地方整備局告示第九十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十二年七月二十三日　九州地方整備局長　岡本　博

一　施行者の名称　福岡県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十六年九州地方整備局告示第十六号福岡都市計画都市高速鉄道事業五号西日本鉄道天神大牟田線

三　事業施行期間　自平成十六年二月二日至平成三十四年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　平成十六年九州地方整備局告示第十六号の事業地のうち福岡県福岡市博多区西春町二丁目を削り、福岡県春日市春日原北町三丁目、春日原東町一丁目及び二丁目並びに福岡県大野城市栄町一丁目及び二丁目地内において事業地を変更する。

使用の部分　平成十六年九州地方整備局告示第十六号の事業地のうち福岡県福岡市博多区西春町二丁目を削り、福岡県大野城市栄町一丁目及び二丁目地内において事業地を変更する。